

第 39 回全国総会・交流集会への代表委員会報告（案）【最終版】②

2026 年 3 月 29 日

原発問題住民運動全国連絡センター

東京・民医連会議室

1. はじめに

(1) 福島原発事故から 15 年—全国総会・交流集会の任務

東日本大震災および東京電力福島第一原発事故から 15 年という節目に開催される本総会は、以下の 4 点を主要な任務とします。

- ① **福島の現状共有**: 15 年を経た被災地の今を正確に把握し、共有します。
- ② **運動課題の認識**: 今日の原発問題をめぐる情勢と課題について共通認識を形成します。
- ③ **組織の強化**: 原住連(原発問題住民運動全国連絡センター)の主体的力量を強めます。
- ④ **次期役員を選出**: 次期全国代表委員を選出し、新体制を確立します。

(2) 第 39 回全国総会・交流集会が掲げるスローガン

- ① 福島第一原発事故を忘れない！
- ② 被災者・被災地の支援・復興、安全な廃炉の実現
- ③ 地震/火山列島日本での原発再稼働阻止
- ④ 使用済燃料の増加阻止と老朽原発の稼働反対
- ⑤ 原発の新增設反対と核燃サイクルからの撤退
- ⑥ 浜岡原発のデータ捏造の真相究明と全原発の安全性再点検
- ⑦ 自然・再生可能エネルギー開発を促進せよ

2. 福島第一原発事故から 15 年、福島の今

(1) 廃炉終了 2051 年は不可能

政府と東電が掲げる「2051 年廃炉終了」の目標は、客観的に見て不可能です。最大の難関であるデブリ 880t のデブリのうち、回収できたのはわずか 0.9g に過ぎません。本格着手が 2037 年とされるなか、残り 14 年での完了は非現実的です。政府・東電は「復興と廃炉」を切り離し、真実を語ることで、国民との対話と合意を形成するべきです。

(2) 終了しない汚染処理水の海洋放出・汚染土壌の拡散

海洋放出が続けられる一方で、汚染水の総量は約 12 万トンに及び、減少率はわずか、5%にとどまっています(年間約 4 万 9 千トンの増加を含む)。汚染水の増加を抜本的に止める対策への決断が政府と東電に強く求められています。

除染で発生した汚染土壌ならびに土嚢の処理/対策について復興再生利用の名の下に、放射能汚染を拡散する手法は、国民的合意が必要です。不安や危惧を無視しての強硬手段は許しません。

(3) 今でも 5 万人以上が避難

避難指示区域からの避難者は、行政発表(約 2.4 万人)と報道(約 5.4 万人)で大きな乖離があります。復興庁が自力で住宅を取得した人々らを恣意的に除外しているためです。私たちの調べでは避難指示の出された 12 市町村での住民登録数と居住人口との差などから県内外への避難者は 5 万 6 千人を超えています。戻りたい人が戻れる条件整備とともに、避難者の実情に寄り添った細かな支援が不可欠です。

(4) 住民に重苦しい分断をもたらしている甲状腺がん

甲状腺検査でがん確定・疑いとされた人は 361 人に達しています。検査の継続を巡り、県民の意見が分かれる中、事故の「被害者」であるという共通認識に立ち、罹患者への支援と分断を乗り越える連帯が求められます。

(5) イノベーションコースト構想推進は惨事便乗型、住民生活主体の復興へ転換を

事故直後は県民を主人公とする「福島復興計画(第 1 次案)」が作られ、復興がスタートしたが、その後、政権が交代すると復興政策は大きく変化した。それが、「国際研究都市(イノベーション)構想」である。住民が 1~3 割程度しか回復していない地域で、無人機(ドローン)開発のための巨大滑走路やロボット実験場、水素エネルギー開発・普及事業などの巨額の国家予算が注がれている。この事業プロジェクトは被災者の生活や破壊された環境を置き去りにしたままに進められ、惨事に便乗しての大企業優遇の復興となっていると言える。

3. 原発・核燃サイクルをめぐる今日的課題

(1) 原発再稼働の現状

2025 年は使用済燃料の貯蔵施設の拡大が全国各地で進められた。これは岸田・石破政権が「原発依存からの脱却」という政府方針を大転換し、既設原発の「最大限活用」に力をいれたためである。「核燃料サイクル」が破綻し再処理がゆきづまっているもとの、活用に道を開くために使用済燃料対策として「貯蔵能力の拡大」に力をいれたためである。高市政権は 26 年に、今後の原子力政策の方向性と行動指針の見直しを進めようとしている。しかし六ヶ所再処理工場の竣工やプルサーマル炉の拡大は、依然として困難を抱えている。原発の稼働率を引き上げるために、運転サイクルを現行 12ヶ月から 15ヶ月に延長することなどが検討されているが、「安全対策とトレードオフになるのではないかと懸念されている。「行動指針」改定の動向に注視しなければならない。

再稼働に至った女川原発の燃料プールは 4 年で満杯となり、運転ができなくなるので、乾式貯蔵施設を建設しようとしている。原住連宮城県連絡センターなどの団体、市民は、署名活動や集会、東北電

力・宮城県との交渉などで、原発推進のウソを暴き、脱原発と再エネ導入を主張している。年頭には、女川原発敷地内に乾式貯蔵施設を設置する東北電力の計画に同意しないよう求める立地自治体宛の署名運動で3つの問題(貯蔵施設の目的は運転期間の延長、使用済み燃料の再処理が行き詰まっている、県や東北電力の使用済み燃料にかかる約束を説明会も開かず反故にする)を問いかけた。この署名は全国各地から473団体、2796人(インターネット)の署名が寄せられた。女川町で取り組まれた町長あての独自署名は、町外も含めた4012筆に達し、原発に賛成してきた人たちが「女川を核のごみ捨て場にさせない」と署名に参加したため、町内の署名は有権者の約二割に達した。女川原発の設置変更に対し、原子力規制委員会が5月28日に許可し、立地自治体の3首長は7月に事前了解に同意したが、女川町長は九月議会で「いかに不安が大きいか」が示されたと答弁せざるをえなかった。

日本原電東海第2原発でも東海村村長が今年9月に再稼働を容認したが、防潮堤工事の施工不良が明らかになり再施工中である。原電は26年12月までに工事を終えて再稼働したいとしているが、市民・住民運動側は、事故時の避難の困難性、事故の多発、技術レベルの低下、職員7～8割が原発未経験などを指摘し、再稼働に反対している。

新規規制基準に適合しているとしてすでに設置変更許可が出されている北海道泊3号機、新潟東京電力7号機など、政府の「原発最大限活用」路線のもとで、再稼働を止める運動は一層重要である。志賀原発2号機と浜岡原発3、4号機が規制基準適合審査中である。志賀原発は24年1月1日に能登半島地震が襲われたが、停止中であり苛酷事故は免れた。しかし、原発周辺で震度7を観測し、大規模な建物倒壊や道路寸断による孤立集落が発生したことで、「複合災害」の深刻な課題が露呈した。浜岡原発は2009年8月11日に起きた駿河湾地震(M6.5)で5号機周辺は異常地震動を生じた。5号機は適合審査未申請のままである。3・4号機も地盤(H断層系)の活動性評価や設計用基準地震動(120Ogal)に対する耐震安全性など問題点は多い。

(2)核燃サイクルの動向

日本の原発政策の根幹は「全量再処理」、原発から出る「使用済核燃料」を全量再処理して「プルトニウム」を取り出し、それを燃料として再利用する「核燃料サイクル」にある。再処理は、六ヶ所「核燃料サイクル施設」内にある「再処理工場」で行われる。「再処理工場」の使用済核燃料プールに満杯の3000トンが貯蔵されている、全国の原発からの「使用済核燃料」は「核のごみ」ではなくプルトニウムを取り出すための「資源」とされている。

青森県は、核燃料サイクル施設の立地を受け入れるにあたって、高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)については、一時貯蔵を前提に電気事業連合会(電事連)から協力要請を受けており、国からも高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない確約を受けている。

【国の確約】「青森県を高レベル放射性廃棄物の最終処分地にしないことを改めて確約します」【事業者と取り決め】(知事・六ヶ所村長・日本原燃:立会人電事連)「ガラス固化体について、貯蔵管理センタ

一に受け入れた日から、30 年間から 50 年間とし、丙(日本原燃)は、管理期間終了時点で、それぞれのガラス固化体を電力株式会社に搬出させるものとする」。

再処理を委託したフランスからの最初の高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の搬入は1995年4月26日。その30年後は、25年4月25日、50年後は45年同日となる。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」は県・日本原燃・電事連に対して、期間終了した2025年4月26日以降に搬入した分から順次搬出させることを強く要求しているが、搬出の動きはまったくない。この協定は第8回原子力長期計画(94年)に基づくものなので、国の責任において撤去させるべきである。2025年5月13日に衆議院第二議員会館で、経産省・原子力規制庁・電事連に対して、「高レベル放射性廃棄物搬出要請書」を提出し、ヒアリングを行った。7月2日には質問主意書を提出し、国の明確な見解を求めた。8月15日の石破内閣総理大臣からの答弁書には「政府としては、日本原燃及び電気事業者に対し、協定書の内容を遵守するよう指導していく考えである」と記載されている。

最終処分場が「30年間から50年間」に完成していない時は、電力会社は核燃料サイクル施設の「貯蔵管理センター」に搬入したガラス固化体を持ち帰らなければならないのである。そして、再処理工場が完成せず「再処理」ができなければ、使用済核燃料はただちに「資源」から「核のゴミ」となるため、資源として受け入れた以上、青森県は「核のゴミ捨て場ではない」との基本合意により、使用済核燃料も各電力会社に持ち帰ってもらうことになる。

1993年に着工した「再処理工場」は、32年経っても完成せず、延期を27回繰り返している。今度の完成時期は2027年3月とされるが、完成できず28回目の延期となることが予測されている。「再処理工場」の完成が見込めず廃炉となれば、その瞬間から「資源」は「核のゴミ」となる。「資源」として受け入れている以上、青森県や六ヶ所村は直ちに「核のゴミ」を各原発に返還することとなる。

また、むつ市の「中間貯蔵施設」に搬入された「使用済核燃料」も、「再処理工場」の稼働を前提としているため、同様に各原発へ返還される。さらに、「中間貯蔵施設」にも搬出できないため、原発施設内にキャスクに入れて貯蔵する「乾式貯蔵」されている「使用済核燃料」も、「再処理工場」が廃炉となれば、貯蔵自体が認められなくなってしまう。つまり、「再処理工場」廃炉によって、原発から搬出される「使用済核燃料」は搬出先を失い、原発は使用済み核燃料棒を取り出し、新たな燃料棒を装着できないため、稼働できないことになる。したがって、「反原発運動と反核燃運動」を統一して運動を盛り上げ、「再処理工場」を廃炉にできれば、日本の全原発を停止に追い込むことができるのである。

2025年10月19日、青森県むつ市での「核燃料サイクルからの撤退、核のゴミの処理・処分を求める全国交流集会」を成功させたことは、日本学術会議で処分方法の取りまとめにあたった今田高俊東工大名誉教授の「高レベル放射性廃棄物の処理」に関する講演とともに、原住連など脱原発運動の先頭に立っている活動家が「核燃料サイクル」とは何かをあまり知らない現状の一角を打開できたという点で、重要な成果であった。

(3)核のゴミ最終処分場について

3月、「核のごみ」の最終処分地の選定をめぐり、経産省は、東京都の小笠原村の南鳥島で調査の第1段階となる「文献調査」を実施することについて小笠原村に申し入れを行い、住民説明会が開かれた。最終処分場建設については、これまで、立地自治体からの申し出があつて、北海道寿都町、北海道神恵内村での4年及び2年にわたる文献調査が終え、報告書が出されたが、次の段階、自治体が概要調査を受け入れるかどうかが見通しが立たない、一方、佐賀県玄海町では文献調査が行われているが、こうした、自治体からの立候補待ちでは進まないと見た政府・経産省は、この2月、適切だと考える場として、小笠原諸島の南鳥島を名指しで要請を行ったのである。核のゴミの処分は避けて通れない課題ではあるが、日本のような変動帯で数10万年、安定した環境が可能なかどうか、科学的検討が必要である。核のごみ処分はどこかの問題ではなく、小笠原村を含む東京都、候補となっている北海道、佐賀、さらには広く日本全体の問題として国民的な科学的議論・合意が求められる。

(4) 浜岡原発データ捏造と規制委による安全審査の問題

原子力規制庁は昨年2月、原子力施設安全情報申告制度に基づく情報提供を受け、中部電力への調査に向けて準備を進め、5月になって、中部電力との12月の面談で中部電力が基準地震動策定に係る不正を確認したと報告された(第50回規制委員会)。

中部電力では、この基準地震動に関するデータ不正について、内部からの告発を受けながら、十分に調査/検討せず、再稼働を急ぐあまり、このデータ不正に基づいた基準地震動を提出した。規制委員会は2023年にはこの不正に導き出された浜岡原子力発電所3・4号機の基準地震動を「おおむね妥当」と判断している。

1月下旬並びに2月中旬に行われた中部電力への規制検査の結果が2月25日に報告された。その報告では、中部電力は「基準地震動は、保安規定に定める品質マネジメント計画における設計開発に当たらないと位置づけ、設計開発にかかる検証や妥当性確認の対象ではないとし」、個別業務計画が存在せず、業務プロセスが追跡不能。基準地震動策定を業者に委託し、代表波選定を指示した記録はあるものの、指示の具体的内容の記述は見当たらなかったとしています。

山中伸介委員長は、規制庁の審査に当たって「事業者が言わなかったならば(つまり真実を語らなければ)、規制庁として不正をしているかどうかはわからない」旨、発言するとともに、今回のようなデータ捏造は「科学的に見抜くことは困難」とし、規制委員会として他の電力会社の審査を見直す考えはないとしているのは、大問題です。

中部電力についてはデータ不正の経緯等についての第三者委員会での検証を受けた上で、3月末にも、報告を受けるとされています。しかし、上記の経緯を見れば、中部電力には原子力発電所の安全性に真摯に向き合う姿勢が欠落していることは明らかです。

中部電力については原子力部門の撤退を求めるとともに、不正の経緯並びに、改めて基準地震

動を見直した資料の提出が不可欠です。また、再稼働された原発も含めて、すべての原発の基準地震動の見直しを求める運動が求められています。

(5) 特定重大事故等対処施設の設置猶予期間の延長は許されない

原子力規制委員会は2月18日、原発本体の「工事計画認可から5年以内」としている特定重大事故等対処施設(特重施設・いわゆる「テロ対策施設」)の設置猶予期間を延長することを決めた。これはATENA(日本原子力産業協会)が2025年10月16日に要望したことに応えたもので、原子力規制機関が規制する対象である事業者の要望に引きずられることはあってはならないことである。

安全に必要な施設は、運転・再稼働の時に設置していることを条件にすることが当然であり、当初は2018年7月までとしていた。それを2015年に「工事計画認可から5年以内」に設置すればよいとしたことは、運転・再稼働の条件から外したもので、誤りである。設置猶予期間をさらに再び延期することは、周辺住民にとっては無防備なまま運転する期間を伸ばす、安全対策のさらなる後退にすぎない。設置猶予期間の延長に反対し、特重施設を運転・再稼働の条件にすることを求める。

特重施設として設置されているものは、原子炉の冷却に必要な電源や冷却水等を100m余り離れた場所から地下のトンネルを経由して供給し、「可搬型設備などによる人的な対応に加えて、信頼性をさらに向上させるためのバックアップとして設置されるもの」(東北電力の説明)です。

しかし、規制基準は、航空機落下等による打撃に直接的に耐えることができる二重格納容器のようなハード対策は要求していない。ヨーロッパで運転されている最新鋭の加圧水型原発(EPR)では、①航空機落下などに備える二重格納容器、②熔融炉心を受けとめて冷却するコアキャッチャー、③冷却系用は日本の2倍の4系統一が標準装備されている。

日本の規制基準が世界のレベルにはほど遠いにもかかわらず、原子力規制委員会も電力会社も「設置時期が遅れることで安全性に影響があるものではない」としていることを、厳しく批判するものである。

(6) 原発廃炉の動き

福島第一原発の事故前も含めて、小出力の原発を初め、26基の原発の廃炉が決まっているが、廃炉は具体的にはほとんど進んでいない。そもそも、廃炉完了とはどういう状況を言うのか不明確であり、廃炉で出てくる、高レベル廃棄物の処分方法が決まっていない状況である。しかし、今後廃炉を迫られる原発がさらに増加する中で、各原発サイトで維持/管理を迫られることになる。具体的な廃炉の展望を求めなければならない。

4. 原住連の運動の強化・発展

厳寒期の超短期決戦となった総選挙において、国政における大きな変動が生まれた。その結果、原発の再稼働を容認し、推進する勢力が多数を占めることになった元で、原発の危険性は一層高まった。

原住連は、故早川篤雄さんが訴えた〈原発事故、次も日本〉を招かないために、国民の声と力を集めて、「原発ゼロ」の実現に全力を挙げる。

事故から 15 年を迎え、福島県の現状を踏まえ、まずは、現地の状況を知る運動に取り組むとともに、福島原発事故による被災者支援、被災地復興に真摯に取り組むことを政府・電力に求める。福島原発事故の収束・廃炉を求める。

無責任な原子力行政が生み出した「負の遺産」を次世代に押しつけないために、使用済燃料の処置、高レベル廃棄物を含む放射性廃棄物の処理・処分に全力を注ぐことを求める。そのためにも、「原発回帰・原発最大限活用」路線を撤回し、新たな廃棄物を生み出す原発の稼働を直ちに辞めルことを求める。

原発再稼働が進む中、昨年 1 月元日の能登半島地震で広く認識されるようになった、国民的要求としての、複合災害時の防災・避難計画の抜本的見直しを求める運動に力を注ぐ。他方で、電源供給への不安や電気代高騰への不安から、原発再稼働もやむを得ないのではないかと考える国民に対して、それらの不安に対する回答をも練り上げ、運動の確信にすることが求められる。

日本列島に豊富にある再生可能エネルギーについても、蓄電・省エネルギーを併せ、地産地消を基本にした開発の促進を訴える。

(1)原住連の活動

- ① 原住連は、原発動向の認識の共有、運動の交流などを通じて「原発ゼロ」運動に献身する。
- ② 原住連は、多様な各地の住民運動とともに、「げんぱつ」読者や、原住連加盟団体・個人に支えられる。その運動の中核を担うのが、代表委員会である。
- ③ 情報誌「げんぱつ」は原住連と各地の読者・会員をつなぎ、運動の交流、情報交換を行う貴重な方法である。近年ますます電子媒体による情報の公開や交換、SNS 等による情報の発信が重要になっている。

(2)原住連の主体強化は待ったなしの課題

① 代表委員会体制の拡充とその役割の発揮

原住連を支えてきたのは戦後の日本の民主運動を担った人びとである。各地からの代表委員もしかりである。しかし、高齢化が進む中、原住連運動を支えてきた人々の中でも、鬼籍に入る方や病に伏す方、「げんぱつ」を読めない方も増え、代表委員を送り出せない地域も増えている。

改めて、各地の運動の中心を担う代表委員を選出し、代表委員会体制を充実させなければならぬ。

② 運動の次世代への継承は待ったなし

原発をめぐる動向と課題は、年齢を問わず、広く国民各層に共有されうるものであり、とりわけ、老朽原発を含む原発の再稼働は地震・火山列島日本において安全と安寧な生活を脅かすもので

ある。

また、日本で進められた原発開発は、膨大な負の遺産を次の世代にその負担を強いるものである。その意味では、原発の危険性は若い人たちとも共有しうるものである。

③ 情報発信の充実

若い人との原発動向の共有を目指し、情報誌「げんぱつ」とホームページの充実を図り、広く国民、とりわけ、若い層にも共感を呼ぶものにするべく活用する。そのためにもホームページの定期的なアップデートや双方向機能を充実する。

そのためには代表委員や各地の方からの取組み記事や写真を送ってもらう(※会議では「げんぱつ」に投稿してもらう年間スケジュールを提案する)。

④ 協力・共同を主体的に進める

核燃サイクル撤回、原発の危険に反対する運動を国民とともに進める上で、「原発なくす全国連絡会」との協力・共同を進めるとともに、様々な反原発、脱原発、原発の再稼働に反対する諸団体や地方の団体との連携を進める。

(3) 「げんぱつ」読者の定着と拡大

この間も「げんぱつ」読者の減少は続いている。(2026年3月18日現在)

昨年の総会(2025年3月)から本総会までの「げんぱつ」読者

読者の拡大:5人(鹿児島3、東京1、兵庫1)

購読の終了:96人(東京10、埼玉8、福島・千葉各6、長野・北海道各4、群馬・茨城・石川・神奈川各3、青森・宮城・新潟・大阪・静岡各2、兵庫・岐阜・愛知・岩手・佐賀・滋賀・鹿児島・岡山・京都・栃木・徳島・香川各1、発送停止24)

総読者数 読者 992名

個人会員9名 団体150部(17団体) 日本共産党45部

原発立地道県別読者数 424名(北海道31、青森31、宮城31、福島127、茨城29、新潟64、静岡26、石川10、福井21、島根10、愛媛16、佐賀12、鹿児島16)

その他読者数 577人(東京185、埼玉75、群馬47、大阪34、ほか236)

(4) 財政運営

① 決算報告

代表委員会は、斉藤事務局員から決算報告を受けた。

原住連の運営費については、数年前から団体会費、個人会費、「げんぱつ」購読料の通常財政でまかなうことができなくなり、今期も夏季カンパ等を入れても赤字決算になった。

(5) 次期代表委員

原発問題住民運動全国連絡センター 2026年度 役員案

幹事代表委員

筆頭 持田 繁義 (新潟)
伊東 達也 (福島) *

木下 興 (東京 民医連)
林 広員 (福井) *

立石 雅昭 (新潟) 事務局長 *

代表委員

三上 友衛 (北海道)
奥村 榮 (青森)
中嶋 廉 (宮城) *

大川 正治 (群馬)
越路 南行 (群馬) *

岡村 哲志 (静岡)
山本 雅彦 (福井)
唐沢 克昭 (三重)
浦田 関夫 (佐賀)
井上 勝博 (鹿児島)

なお、代表委員未選出の立地県やこれまで代表委員を送り出していた 茨城・和歌山・愛媛・石川・東京・大阪及び自治労連などの加入団体からの代表委員選出に努めるとともに、推薦があれば、代表委員会で検討のうえ、代表委員として追加する。

事務局 斉藤恒男 *

* は「げんぱつ」編集委員